

シリーズ 税

第4回 軽自動車税

シリーズでお届けする税金の仕組み。第4回目は、軽自動車税についてお知らせします。



平成28年度から 税率が変更されています。

課税率の対象となります。13年以上経過した車両は、重

初めて受けた新規検査が平成27年4月1日以後の車両で一定の環境性能がある車両（ただし、適用されるのは1回だけ）

軽自動車税の種別			軽課税率		
			①電気自動車・天然ガス軽自動車 (概ね75%軽減)	ガソリン車・ハイブリット車	
			②基準1 (概ね50%軽減)	③基準2 (概ね25%軽減)	
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	

①電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）
②乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)＋平成32年度燃費基準＋20%達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)＋平成27年度燃費基準＋35%達成車
③乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)＋平成32年度燃費基準達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)＋平成27年度燃費基準＋15%達成車
※上記の基準は平成29年度のもので、平成30年度では新たな基準が設定されますので、後日、改めてお知らせします。

初めて受けた新規検査が平成27年4月1日以後の車両

軽自動車税の種別			新税率 (年額)
四輪以上	乗用	自家用	10,800円
		営業用	6,900円
	貨物用	自家用	5,000円
		営業用	3,800円
三輪			3,900円

新税率の対象は、ナンバープレート
の交付のために初めて受けた新規検査
が、平成27年4月1日以後の車両です。
ただし、一定の環境性能がある車両
には1回だけ税率が軽減されます。



Q 新車でなければ関係ない？
いいえ。反対に初めて受けた新規検査から、13年以上経過した車両は、重

課税率の対象となります。13年以上経過した車両は、重

Q 以前の税率はなくなるの？
初めて受けた新規検査が平成27年3月31日以前の車両には適用されます。

初めて受けた新規検査が平成27年3月31日以前で経過年数が13年未満の車両

軽自動車税の種別			旧税率 (年額)
四輪以上	乗用	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	貨物用	自家用	4,000円
		営業用	3,000円
三輪			3,100円

Q 以前の税率はなくなるの？
初めて受けた新規検査が平成27年3月31日以前の車両には適用されます。

初めて受けた新規検査から13年以上経過した車両

軽自動車税の種別			重課税率 (年額)
四輪以上	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円
三輪			4,600円

Q 乗っていない車やバイクにも税金がかかるの？
はい。課税されます。
軽自動車税は4月1日に所有している方に対して、課税することになります。

また最近、原動機付自転車の廃車において、ナンバーだけを返納して、車体は保管しておきたいとのお問い合わせが増えています。車体の所有を継続するのであれば、廃車の手続きは

Q いつ、初めての新規検査を受けたのか調べるには？
お持ちの自動車検査証の「初度検査年月」をご覧ください。
また、備考欄には環境性能についても記載されています。
Q 乗っていない車やバイクにも税金がかかるの？
はい。課税されます。
軽自動車税は4月1日に所有している方に対して、課税することになります。

※盗難や紛失の場合は、必ず警察へ届け出てから廃車手続きをしてください。
※車種により、取扱窓口が異なります。
※軽自動車は、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。
市民税課 ☎ 22-2209

各種手続き窓口

車種	取扱窓口
原動機付自転車 (125cc以下) ミニカー 小型特殊自動車	市役所市民税課 吉田・大滝・荒川総合支所 市民福祉課
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 (テレホンサービス)
三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112 (テレホンサービス)

原動機付自転車および二輪の軽自動車など

車種区分	平成28年以降の税額(年額)
原動機付自転車	50cc以下 2,000円 50cc超90cc以下 2,000円 90cc超125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円
軽二輪 (125cc超250cc以下)	3,600円
小型二輪車 (250cc超)	6,000円

できないことをご理解いただきますようお願いいたします。
なお、原動機付自転車や二輪の軽自動車は、一律で新税率になっています。各種手続きの窓口においては次を参考にしてください。